

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成18年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	2.1E+3				3.0E+2			2,380.0
2	アクリルアミド	4.3E+1							42.5
3	アクリル酸	7.7E-1							0.8
4	アクリル酸エチル						5.0E+2		502.9
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル						5.0E+2		502.9
6	アクリル酸メチル						5.0E+2		502.9
7	アクリロニトリル						5.8E+2		577.5
8	アクロレイン		1.2E+4				2.0E+3		14,042.2
11	アセトアルデヒド	1.4E-1	1.1E+5				1.1E+4		119,397.5
12	アセトニトリル	3.5E+2					6.2E+2		965.2
13	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	2.7E-2							0.0
15	アニリン	1.7E-1							0.2
16	2-アミノエタノール	1.9E+3			4.0E+4				41,976.9
17	N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン (別名ジエチレントリアミン)	6.9E-3							0.0
18	フィプロニル					8.4E+2	2.9E+1		872.6
20	グルホシネート					6.3E+3			6,286.4
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩(C10~14)	4.4E+3			3.1E+5		1.2E+3		313,921.6
25	アンチモン及びその化合物	9.6E+1							96.5
26	石綿		1.3E+0						1.3
28	イソブレン						1.6E+4		16,139.6
29	4,4'-イソプロピリデンジフェノール (別名ビスフェノールA)	1.3E-2							0.0
30	4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-ク ロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物 (液状) (別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)	5.1E+2		3.0E+3					3,561.7
32	2-イミダゾリジンチオン	9.4E-1							0.9
34	キザロホップエチル					7.0E+0			7.0
35	フェノチオールまたはMCPAチオエチル								
36	ブタミホス					3.3E+2			330.0
37	E P N					3.8E+2			376.5
38	ペンディメタリン					5.1E+2			508.4
39	モリネート								
40	エチルベンゼン	1.1E+5	1.8E+5	1.9E+5			5.0E+3		485,517.6
42	エチレンオキシド	3.2E+3					3.8E+3		6,958.2
43	エチレングリコール	6.3E+3		1.6E+4			5.0E+3		27,465.5
44	エチレングリコールモノエチルエーテル	4.5E+3		4.1E+2					4,906.5
45	エチレングリコールモノメチルエーテル	8.8E+1							87.7
46	エチレンジアミン	2.0E+0							2.0
47	エチレンジアミン四酢酸	3.9E+1			8.5E+2				884.0
49	マンネブ					1.9E+4			18,625.0
50	マンコゼブまたはマンゼブ					3.9E+4			39,275.0
51	ジクアトジプロミドまたはジクワット					2.1E+3			2,074.0
53	エクロメゾール					4.0E+1			40.0
54	エピクロロヒドリン	2.5E+0							2.5
57	2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル						1.1E+1		10.5
60	カドミウム及びその化合物								

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成18年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
63	キシレン	2.2E+5	6.3E+5	6.6E+5				2.0E+5	1,715,403.6
64	銀及びその水溶性化合物	1.5E+1							15.5
66	グルタルアルデヒド	1.1E+0							1.1
67	クレゾール	3.8E+0						4.1E+2	412.0
68	クロム及び3価クロム化合物	7.7E+2							772.6
69	6価クロム化合物	1.2E+3		3.3E+2					1,541.7
75	アトラジン					1.3E+2			130.0
76	メトラクロール					1.5E+2			150.0
78	フルアジナム					3.6E+2			359.5
79	ジフェノコナゾール					4.3E+1			42.6
81	プレチラクロール					4.8E+3			4,759.2
82	アラクロール					2.2E+2			215.0
84	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名 HCFC-142b)							1.7E+4	17,025.7
85	クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22)							2.1E+5	209,570.7
90	シマジンまたはCAT					3.4E+2			340.0
92	イミベンコナゾール					1.4E+1			14.0
93	クロロベンゼン							1.3E+2	125.0
94	クロロペンタフルオロエタン(別名CFC- 115)							7.1E+2	710.0
95	クロロホルム	3.2E+2						2.2E+3	2,496.3
97	MCPまたはMCPA					3.0E+2			295.8
98	テニルクロール					2.4E+2			240.8
99	五酸化バナジウム								
100	コバルト及びその化合物	1.5E+3							1,478.4
101	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレンジ リコールモノエチルエーテルアセテート)	4.2E+3							4,154.3
102	酢酸ビニル							2.5E+3	2,471.3
105	フルバリネート					1.9E+1			19.0
106	フェンバレレート					3.0E+1			30.0
107	シベルメトリン					9.0E+1			90.0
108	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩 を除く)	2.4E+1						7.4E+2	766.0
110	チオベンカルブまたはベンチオカーブ					1.6E+4			15,768.0
111	カフェンストロール					1.4E+3			1,427.4
113	1,4-ジオキサン	4.1E+1							40.9
115	N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾール スルフェンアミド	2.3E+1							22.9
116	1,2-ジクロロエタン	9.3E+1							92.8
118	cis-1,2-ジクロロエチレン	4.9E-3							0.0
121	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)							2.1E+4	20,577.8
122	プロピザミド					7.0E+2			700.0
124	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン (別名HCFC-123)							4.4E+2	435.9
125	フルスルファミド					8.8E+1			87.6
126	ベンゾフェナップ					1.1E+3			1,126.7
129	ジウロンまたはDCMU					5.2E+3			5,162.0
130	リニュロン					2.5E+2			253.8
131	2,4-Dまたは2,4-PA					7.0E+2			704.5

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成18年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
132	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名 HCFC-141b)							1.6E+5	157,641.3
134	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	4.9E+1							48.5
135	1,2-ジクロロプロパン	4.0E+2							400.1
136	プロパニルまたはDCPA								
137	D-D					6.4E+3			6,440.0
139	o-ジクロロベンゼン						7.1E+3		7,136.0
140	p-ジクロロベンゼン						2.3E+3	4.0E+5	404,833.8
141	ピラゾキシフェン					4.5E+1			45.0
142	ピラゾレート					4.8E+2			478.0
143	ジクロベニルまたはDBN					2.1E+3			2,096.4
144	ジクロロペンタフルオロプロパン(別名 HCFC-225)							1.9E+4	19,342.7
145	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	3.1E+4							30,970.4
146	ジチアノン					3.6E+2			355.0
147	イソプロチオラン					2.1E+3			2,118.5
148	エディフェンホスまたはEDDP					4.1E+2			405.5
150	スルプロホス								
151	エチルチオメトンまたはジスルホトン					3.3E+3			3,339.0
152	ホサロン					7.5E+1			75.0
153	プロチオホス					1.6E+2			162.0
154	メチダチオンまたはDMTP					6.1E+3			6,144.0
155	マラソンまたはマラチオン					2.3E+3			2,338.0
156	ジメトエート					7.0E+2			696.0
161	カルボスルファン					8.6E+1			86.0
162	ジプロモテトラフルオロエタン(別名ハロ ン-2402)								
165	フェノチオカルブ								
166	N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド	8.2E+1			2.4E+4				24,454.9
167	トリクロルホンまたはDEP					4.5E+3	4.3E+1		4,548.8
169	パラコートジクロリドまたはパラコート					1.5E+3			1,460.0
170	エスプロカルブ					5.2E+3			5,202.0
172	N,N-ジメチルホルムアミド	5.4E+2						1.5E+3	2,004.9
173	フェントエートまたはPAP					4.1E+2			411.0
174	アイオキシニル					3.0E+1			30.0
175	水銀及びその化合物	6.9E-1							0.7
176	有機スズ化合物	2.2E+2							224.4
177	スチレン	7.1E+2	6.6E+4	3.9E+1				1.5E+3	68,687.7
178	セレン及びその化合物								
179	ダイオキシン類							4.8E+3	4,759.2
180	ダゾメット					4.8E+4			47,530.0
181	チオ尿素	5.5E-2							0.1
183	ピラクロホス					3.9E+2			392.0
184	シアノホスまたはCYAP					4.9E+2			490.0
185	ダイアジノン					5.5E+3	8.2E+1		5,607.3
186	ピリダフェンチオン						3.4E+1		34.2
188	クロルピリホス					3.4E+2			342.0
189	イソキサチオン					1.8E+3			1,821.0
190	ジクロフェンチオンまたはECP					3.0E+0			3.0

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成18年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
192	フェニトロチオンまたはMEP					2.1E+4	1.6E+3		22,308.5
193	フェンチオンまたはMPP					4.7E+2	4.4E+2		909.0
194	クロルピリホスメチル						1.8E+2		180.7
195	プロフェノホス					4.0E+1			40.0
196	イプロベンホスまたはIBP					7.1E+2			714.0
198	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.13.7]デ カン(別名ヘキサメチレンテトラミン)							8.7E+2	868.0
199	クロロタロニルまたはTPN					7.0E+3			7,047.5
200	テトラクロロエチレン	2.1E+4							20,530.7
202	テトラヒドロメチル無水フタル酸	7.2E+1							71.6
204	チウラムまたはチラム	2.7E+1				1.2E+3			1,249.9
207	銅水溶性塩(錯塩を除く)	1.1E+2							108.1
211	トリクロロエチレン	2.5E+4							25,100.6
214	クロロピクリン					3.2E+4			32,198.5
216	トリクロピル					3.5E+2			347.5
217	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)							1.5E+4	15,273.3
220	トリフルラリン					1.7E+3			1,686.5
222	トリプロモメタン(別名プロモホルム)							7.3E+1	73.2
224	1,3,5-トリメチルベンゼン	1.8E+4	7.0E+4	1.2E+4				3.3E+3	103,238.8
227	トルエン	3.4E+5	1.1E+6	3.9E+5				5.2E+4	1,829,634.6
230	鉛及びその化合物	1.8E+3		2.3E+3					4,138.8
231	ニッケル	1.1E+3							1,085.7
232	ニッケル化合物	2.4E+2							241.3
241	二硫化炭素	3.0E+1							30.2
242	ノニルフェノール	1.2E-1							0.1
243	バリウム及びその水溶性化合物	3.2E-1							0.3
245	シメトリン					1.7E+3			1,705.5
246	オキシシン銅					1.4E+3			1,367.0
247	クロフェンチジン								
249	ジラム					9.5E+2			953.4
250	ポリカーバメート					1.8E+3		1.8E+2	1,953.3
251	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム= クロリド	1.9E+2			4.0E+3				4,211.8
252	砒素及びその無機化合物	2.5E+0							2.5
253	ヒドラジン(水加ヒドラジンを含む)	4.3E+2							433.2
254	ヒドロキノ	4.6E+2						1.2E-1	461.9
257	ピテルタノール					5.0E+1			50.0
259	ピリジン	1.8E+0							1.8
266	フェノール	2.2E+3							2,179.2
267	ペルメトリン					2.6E+2	4.2E+2		681.3
268	1,3-ブタジエン		9.3E+4					2.9E+3	96,311.7
270	フタル酸ジ-n-ブチル	1.5E+3		9.3E+2					2,476.1
272	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	2.4E+3		3.3E+1					2,446.3
274	ブプロフェジン					7.9E+2			792.5
275	テブフェノジド					9.1E+1			90.8
276	ベノミル					2.8E+3			2,810.0
277	シハロホップブチル					5.3E+2			525.0
278	フェンピロキシメート					4.9E+1			49.0

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成18年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
279	プロパルギットまたはBPPS					5.4E+2			540.0
280	ピリダベン					8.0E+2			800.0
281	テブフェンピラド					7.0E+1			70.0
283	フッ化水素及びその水溶性塩	1.3E+3							1,274.9
284	プロピネブ					1.8E+3			1,820.0
286	プロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)								
288	プロモメタン(別名臭化メチル)					9.2E+4			91,852.1
289	酸化フェンブタズ					4.3E+2			425.5
291	エンドスルファンまたはベンゾエピン								
294	ベリリウム及びその化合物								
298	ベンズアルデヒド	7.9E-2	2.2E+4					3.3E+2	21,945.2
299	ベンゼン	3.8E+3	3.1E+5					1.8E+4	330,957.9
301	メフェナセツ					4.1E+3			4,085.3
304	ほう素及びその化合物	7.2E+3						1.2E+2	7,359.9
307	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(C12~15)	5.9E+3			4.6E+5			6.1E+3	476,343.2
308	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	6.4E+2			3.1E+2			7.6E+2	1,711.2
309	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	2.2E+3			2.9E+3			4.8E+3	9,986.4
310	ホルムアルデヒド	4.1E+3	2.8E+5					7.3E+3	287,066.3
311	マンガン及びその化合物	2.3E+3							2,304.8
312	無水フタル酸	2.2E-1							0.2
313	無水マレイン酸	2.9E+0							2.9
314	メタクリル酸	6.8E+0							6.8
320	メタクリル酸メチル	3.0E+0							3.0
322	フェリムゾン					3.6E+3			3,598.0
324	メチル=イソチオシアネート					2.0E+2			200.0
325	イソプロカルブまたはMIPC					9.3E+1			93.0
326	プロポキスルまたはPHC						3.6E+2		359.4
328	XMC								
329	カルバリルまたはNAC					1.4E+3	2.8E+2		1,725.7
330	フェノブカルブまたはBPMC					5.1E+3	8.2E+2		5,940.5
331	ハロスルフロンメチル					1.8E+2			181.4
332	アミラズ					2.2E+3			2,160.0
333	カーバム					3.5E+2			350.0
334	キオメチオネートまたはチオメチオナツ					5.0E+1			50.0
342	ピリブチカルブ					2.0E+3			2,032.2
346	モリブデン及びその化合物	5.6E+2							562.9
348	ジメチルピソス								
349	ナレドまたはBRP								
350	ジクロルボスまたはDDVP					4.2E+3	3.0E+3		7,240.2
	合 計	8.3E+5	2.8E+6	1.3E+6	8.5E+5	3.9E+5	1.7E+4	1.2E+6	7,376,896.6

注1)179ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年